

北海道「朝読・家読運動」イメージキャラクター「ぶっくん」着ぐるみ派遣要綱

(平成24年12月14日生涯学習課長決定)

(平成26年4月24日 一部改正)

(平成27年6月8日 一部改正)

(令和3年11月22日社会教育課長 一部改正)

(令和5年11月27日社会教育課長 一部改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道「朝読・家読運動」イメージキャラクター「ぶっくん」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の派遣に関して必要な事項を定め、もって北海道の子どもの読書活動推進に資することを目的とする。

(派遣の対象)

第2条 派遣の対象は、北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課長（以下「課長」という。）が適切と認めた事業・催事等とする。

(派遣承認申請等)

第3条 着ぐるみの派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、派遣日の1か月前までに「着ぐるみ派遣申請書」（別紙）を課長に提出し、承認を受けなければならない。

2 課長は前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、派遣を承認するものとする。

- (1) 北海道の事業に支障が生ずる場合
- (2) 北海道の信用又は読書活動推進等のイメージを損なうと認められる場合
- (3) 特定の政治、思想又は宗教等の活動に関するものと認められる場合
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
- (5) 営利目的の活動に使用する場合。ただし、あらかじめ課長と協議し、許諾があった場合を除く。
- (6) 正しい派遣方法に従って使用されないおそれがある場合
- (7) 着ぐるみが使用できない状態にある場合
- (8) その他、課長が不適切と判断した場合

3 前項の承認は、電話連絡等により行うものとする。

(派遣の時間)

第4条 派遣時間は、午前9時から午後5時までの間で1日4時間以内とし、出演時間は1回あたり30分以内として、1日3回までとする。ただし、課長が特に必要と認めた場合は、派遣時間を変更することができる。

(派遣に要する費用)

第5条 派遣に要する費用は、申請者がこれを負担する。ただし、課長が特に必要と認める事業・催事等については、派遣費用を免除することができる。

(派遣にかかる条件)

第6条 派遣の当日、現地において雨天等の悪天候により、着ぐるみの汚損が予見される場合は、屋外での出演を中止する。その場合、前条の派遣費用については還付しないものとする。

(派遣上の遵守事項)

第7条 申請者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること
- (2) 派遣期間を遵守すること
- (3) 着ぐるみが汚損しないように努めること
- (4) その他、課長が特に付した条件に従って使用すること

(活動の中止)

第8条 申請者が前条に定める事項を遵守しなかった場合、又はその他この要綱に違反した場合は、派遣活動を中止するとともに、以後の派遣は承認しないものとする。

(現状回復)

第9条 申請者が故意又は過失により着ぐるみを滅失、汚損、消失その他損害を与えた場合は、速やかに課長にその旨を報告し、申請者は現状回復その他の方法により損害の賠償をしなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月14日から施行する。

この要綱は、平成26年4月24日から施行する。

この要綱は、平成27年6月8日から施行する。

この要綱は、令和3年11月22日から施行する。

この要綱は、令和5年11月27日から施行する。